⑴　平成26年旧措置法第68条の15の２（雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）又は第42条の12（雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）

⑵　平成26年改正法第13条の規定による改正前の震災特例法第25条の３から第25条の３の３まで（連結法人が復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合等の法人税額の特別控除）又は第17条の３から第17条の３の３まで（復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合等の法人税額の特別控除）

7　雇用者給与等支給増加割合が0.05以上である連結事業年度又は事業年度が平成26年旧措置法第68条の15の５第１項第２号に掲げる要件を満たさない連結事業年度又は平成26年旧措置法第42の12の４第１項第２号に掲げる要件を満たさない事業年度である場合には、これらの号に規定する平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額の計算の明細を、法人税法施行規則の一部を改正する省令（平成26年財務省令第41号）による改正前の別表六の二(十七)又は別表六(二十)の「平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額の計算」の各欄に準じて別紙に記載して添付すること。

8　当該経過年度（特例連結法人にあつては、特例対象事業年度の期間。次号及び第10号において同じ。）を租税特別措置法第68条の15の５第２項第３号に規定する適用年度（特例連結法人にあつては、同法第42条の12の４第２項第３号（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）に規定する適用年度。次号において「適用年度」という。）とみなした場合において、租税特別措置法施行令第39条の46第８項第３号（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）に掲げる場合に該当するときは、「基準雇用者給与等支給額の計算」の各欄は記載を要せず、「基準雇用者給与等支給額 ㉚ 」の欄には「１」と記載すること。

9　「基準雇用者給与等支給額 ㉘×㉙ 」の欄は、当該経過年度を適用年度とみなした場合において、次に掲げる場合（特例連結法人にあつては、別表六（二十）の記載要領第５号⑴から⑶までに掲げる場合）に該当するときは、「基準雇用者給与等支給額 $㉘×㉙×\frac{70}{100}$ 」として記載すること。

⑴　租税特別措置法第68条の15の５第２項第４号ハに掲げる場合

⑵　租税特別措置法施行令第39条の46第８項第１号イ又はロに掲げる場合

⑶　租税特別措置法施行令第39条の46第８項第４号に掲げる場合

10　当該経過年度を租税特別措置法第68条の15の５第２項第３号に規定する適用年度とみなした場合において、租税特別措置法施行令第39条の46第11項に規定する継続雇用者給与等支給額の合計額が零であるときは「平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額 $\frac{\text{各連結法人の㊳の合計}}{\text{各連結法人の㊴の合計}}$ 」の「①」の欄には「１」と記載し、同条第14項に規定する継続雇用者比較給与等支給額の合計額が零であるときは「平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額 $\frac{\text{各連結法人の㊳の合計}}{\text{各連結法人の㊴の合計}}$ 」の「②」の欄には「０」と記載すること。

11　当該特例対象事業年度が連結事業年度に該当しない事業年度である場合には、前号中「第68条の15の５第２項第３号」とあるのは「第42条の12の４第２項第３号」と、「第39条の46第11項に規定する継続雇用者給与等支給額の合計額」とあるのは「第27条の12の４第11項（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）に規定する継続雇用者給与等支給額」と、「同条第14項に規定する継続雇用者比較給与等支給額の合計額」とあるのは「同条第13項に規定する継続雇用者比較給与等支給額」とする。